

奄美市公共施設包括管理業務委託

リスク分担表

令和7年4月
奄 美 市

【別紙〇】

奄美市公共施設包括管理業務委託に関するリスク分担

奄美市公共施設包括管理業務委託において想定されるリスクについて、責任区分を明確化するため、市と受託者のリスク分担を次のとおり示す。

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	市	受託者
共通	募集要項等リスク		1	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク		2	応募費用の負担		○
	契約締結リスク		3	市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	○	
			4	選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○
			5	選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	○※1	○※1
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	市の政策の変更（本委託に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○	
		法制度リスク（税制度は除く）	7	法制度の新設・変更に関するもの（本委託に典型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
			8	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		許認可リスク	9	許認可の遅延に関するもの（市が申請・取得するもの）	○	
			10	許認可の遅延に関するもの（受託者が申請・取得するもの）		○
		税制度リスク	11	一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
			12	一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
			13	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
			14	委託に特定の税制の新設・変更に関するもの	○	
		技術基準等変更リスク	15	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○※2	△※2
	社会リスク	環境問題リスク	16	用地から有害物質が発見された場合	○	
			17	受託者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
			18	受託者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
		第三者賠償リスク	19	受託者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの		○
			20	上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故	○	
			21	通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受託者
共通	債務不履行リスク	22	受託者の委託放棄、破綻によるもの及び無許可での受託者の構成員の変更		○
		23	市の債務不履行	○	
	不可抗力リスク	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など	○	△
		25	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○	△
		26	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの	△	△
	物価リスク	27	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの	○※3	○※3
	要求水準未達リスク	28	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○
	計画変更リスク	29	受託者に起因する各種計画、要求水準の変更		○
		30	市に起因する各種計画、要求水準の変更	○	
		31	第三者に起因する各種計画、要求水準の変更	○※4	○※4
維持管理時	施設損傷リスク	32	通常利用での劣化によるもの	○※5	○※5
		33	施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○	
		34	施設管理の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○
		35	事業終了後2年以内に、瑕疵が発見された場合なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする		○
		36	第三者の責めによるもの	○※4	○※4
	施設管理コストリスク	37	受託者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少		○
		38	市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		39	市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大	○※2	○※2
		40	第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※4	○※4
		41	上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	市所有機材・車両等損傷リスク	42	劣化によるもの	○	
		43	受託者の責めによるもの		○
		44	市の責めによるもの	○	
		45	第三者の責めによる損傷、盗難	○※6	○※6
	市所有備品損傷リスク	46	劣化によるもの	○	
		47	受託者の責めによるもの		○
		48	市の責めによるもの	○	
		49	第三者の責めによる損傷、盗難	○※7	○※7

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受託者
維持管理時	運営開始遅延リスク(許認可は除く)	50	市の事由による、運営開始遅延による費用の増大	○	
		51	受託者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大		○
	需要変動リスク	52	利用者数が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動	○※2	○※2
	維持管理コストリスト	53	受託者の事由による業務内容の変更等による維持管理費の増大		○
		54	仕様書及び要求水準書に記載のない市の指示による業務内容・用途の変更等による維持管理費の増大	○	
	業務中断リスク	55	市の責めによる業務の中断	○	
		56	受託者の責めによる業務の中断		○
		57	第三者の責めによる業務の中断	○※4	○※4
	維持管理に係る事故リスク	58	業務開始前に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
		59	市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		60	受託者の運営業務自体から生じる事故		○
	技術革新リスク	61	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○※2	○※2
	修繕遅延リスク	62	市の指示による修繕完了遅延	○	
		63	受託者の事由による修繕完了遅延		○
	修繕費増大リスク	64	市の指示による修繕費の増大・予算超過	○	
		65	受託者の事由による修繕費の増大・予算超過		○
支払遅延・不能リスク		66	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
終了時	委託清算に伴うリスク	67	業務移管手続きに伴う諸費用発生、受託者の精算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	68	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注釈)

※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。

※3 市と受託者で協議を行い、物価変動への対応を決定する。

※4 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。

※5 税込200万円未満の修繕に関しては、受託者の、それ以外は市の負担とする。

※6 受託者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の市有機材・車両損傷リスクは受託者の、それ以外は市の負担とする。

※7 受託者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の備品損傷リスクは受託者の、それ以外は市の負担とする